

### 払戻金制度について

当社の紹介により求人者に採用された求職者が、下記に定める期間内に、明らかに本人の責めに帰すべき事由により解雇され又は自己都合により退職した場合（以下これらを併せて「退職等」といいます）、当社は受領した紹介手数料のうち、下記に定める金額を求人者に返還するものとします。

入社日から起算して1ヶ月以内に退職等があった場合	紹介手数料の80%
入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内に退職等があった場合	紹介手数料の50%
入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内に退職等があった場合	紹介手数料の10%

※求人条件その他の状況により別の定めをする場合があります。